

舞鶴工業高等専門学校学則

昭和 40 年 4 月 1 日 施行

令和 3 年 12 月 8 日 最終改正

(略)

(修了)

第 4 7 条 専攻科に 2 年以上在学し，所定の授業科目を履修し，6 2 単位以上を修得した者について，修了を認定する。

2 校長は，修了を認定した者に対し，所定の修了証書を授与する。

3 第 1 項に規定する単位の修得については，別に定める。

(略)

専攻科における履修について

専攻科の修了

専攻科の修了要件は、以下のとおりです。

- 専攻科に2年以上在学している。ただし、4年を限度とする。
- 下表のように開設されている科目のなかから、各コースで開設されている全ての必修科目の単位を含め、一般科目6単位以上、専門共通科目18単位以上、専門コース科目38単位以上、合計62単位以上を修得している。

各コースで修得しなければならない単位数（令和3年度以降入学者用）

区分 コース	必修科目			選択科目			合計
	一般科目	専門科目		一般科目	専門科目		
		専門共通科目	専門コース科目		専門共通科目	専門コース科目	
電気電子システム工学	2 単位 (2 単位)	10 単位 (10 単位)	24 単位 (24 単位)	4 単位 (6 単位)	8 単位 (12 単位)	14 単位 (20 単位)	62 単位 (74 単位)
機械制御システム工学						14 単位 (22 単位)	
建設工学							

() 内は開設単位数

※詳細については、学則参照